

別記 2

四半期精算に係る特記事項

第 1 乙は、契約書第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、第 2 に定める四半期に係る委託業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書等を甲に提出しなければならない。

第 2 乙は、四半期毎に甲に対し委託料の支払を請求することができる。

対象期間	請求月	委託料
令和 7 年 4 月～令和 7 年 6 月	令和 7 年 7 月	業務完了報告書等に記載する内容に応じた金額
令和 7 年 7 月～令和 7 年 9 月	令和 7 年 10 月	
令和 7 年 10 月～令和 7 年 12 月	令和 8 年 1 月	
令和 8 年 1 月～令和 8 年 3 月	令和 8 年 3 月	